

# 11月は下請取引適正化推進月間です。

親事業者と下請事業者との取引は、下請取引として「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」や「下請中小企業振興法」によって、親事業者（発注者）の義務や禁止行為などルールが定められています。

これら法律の目的は、親事業者がルールを遵守することによって下請取引をより公正なものにし、下請事業者の利益の保護を図ろうとするものです。

下請法が下請企業の利益の保護を図るため、親事業者に禁じている行為（概要）は次のとおりです。



## 受領拒否の禁止

親事業者は、下請事業者に責任がないのに、いったん注文した物品の受領を拒んではいけません。

## 支払遅延の禁止

親事業者は、下請代金を物品の受領後60日以内に支払わなければいけません。

## 下請代金の減額の禁止

親事業者は、下請事業者に責任がないのに、あらかじめ決めた下請代金を支払時に減額してはいけません。

## 返品禁止

親事業者は、下請事業者に責任がないのに、受領した物品を返品してはい

けません。

## 買ったたきの禁止

親事業者は、著しく低い下請代金を不当に定めてはいけません。

## 購入強制の禁止

親事業者は、製品を均質にするため原材料や工具・備品等を自己から購入させる場合を除いて、自己の指定する物の購入を強制してはいけません。



## 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

親事業者は、有償支給した原材料等の対価を下請代金の支払期日より早い時期に支払わせてはいけません。

## 割引困難な手形の交付の禁止

親事業者は、下請代金を一般の金融機関で割引くことが困難な長期手形により支払ってはいけません。

## 報復措置の禁止

親事業者は、下請事業者が自己の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをしてはいけません。

公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的の下請取引の実態を調査し、これらに該当する行為が起きていないかどうかをチェックしています。そして、親事業者がこれらに該当する行為をしているときは、その行為をやめさせるとともに、下請事業者が受けた不利益の回復措置を講じています。

## 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部改正について

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が、平成15年6月18日に公布されました。なお、改正の主な内容は下記のとおりですが、改正法についての詳細は、別途広報の場が設けられる予定になっています。



### 下請代金支払遅延等防止法

- ① 下請取引の対象範囲の追加（金型製造等）
- ② 書面の交付に係る交付時期の規定整備
- ③ 親事業者の遵守事項の追加
- ④ 違反行為に対する措置の強化
- ⑤ 罰金の上限額の引き上げ

### 下請中小企業振興法

- ① 振興の対象をサービス業等の下請中小企業に拡大
- ② 振興事業計画作成に係る業種指定の撤廃、任意グループの追加
- ③ 売掛金債権担保保険の特例の導入
- ④ 罰則の強化

上記に関するもののほか、下請取引に関する相談等は下記の専門機関で受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公正取引委員会東北事務所  
東北経済産業局中小企業課

☎022-225-7095

☎022-263-1111(代)

なお、当センター取引支援課でも相談に応じています。

### ご利用ください - DVDソフト無料貸出 -

当センターでは、下請取引の適正化を図るためのDVDソフト「下請代金支払遅延等防止法ケーススタディ～ほのぼの産業 下請取引適正化プロジェクト～」を無料で貸し出します。このソフトは、下請取引事例を盛り込んだドラマと法律の解説により構成されており、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法について理解しやすい内容となっています。貸し出しをご希望される方は、取引支援課までお問い合わせください。